

平成31年度外国語指導助手派遣業務仕様書

1. 目的

多可町内の幼児・児童・生徒の発達段階に応じた英語によるコミュニケーション能力の育成に資するため、生きた英語を提供し、外国文化・生活に触れることで外国語に慣れ親しむとともに、コミュニケーション意欲や学習意欲を向上させることを目的として、外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）の派遣業務を委託する。

2. 契約期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

3. 業務内容

派遣元は、教育委員会、学校長、教頭、教員の指示のもと、学校及び社会教育施設にALTを派遣し、次の各号に掲げる業務を履行する。

- (1) ALTによる英語指導及び英語指導の補助業務（この業務に係る打ち合わせ含む）
 - ① 英語、外国語活動、国際理解教育等の授業における、ウォーミングアップ、プレゼンテーション、ドリル、プラクティス、プロダクション、アセスメントの実施
 - ② 異文化理解、異文化間コミュニケーションに係るレクチャーの実施
 - ③ 英語理解度測定テスト、英語力測定テストの実施、採点
 - ④ スピーチコンテストにおける判定、助言、指導
 - ⑤ 多可町立学校の主催する英語、外国語活動、国際理解教育に係る行事や、文化祭、体育祭等学校行事における児童生徒との交流、指導補助
 - ⑥ 多可町の主催する国際理解教育を目的とした幼児・児童・生徒対象イベントにおける指導
 - ⑦ 学校教員に対する英語学習に関する研修及び指導補助
 - ⑧ その他多可町教育委員会の主催する会議・研修会への参加、指導補助
- (2) 英語教育、国際理解教育に関するコンサルティング
 - ① 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、教科用図書に準拠した授業設計等に関する情報提供、企画提案
 - ② 多可町立学校教職員に対する有効な教授法、指導案作成に関する支援及び情報提供
 - ③ 多可町立学校教職員に対する効果的な授業実践に関する支援及び情報提供
 - ④ その他英語、外国語活動、国際理解教育の推進に必要なと思われる活動への参加
- (3) 上記に掲げるものの他、派遣先と派遣元が合意した業務

4. ALTの派遣場所

多可町内の小学校5校、中学校3校及び5歳児教室等多可町教育委員会が指定する場所

5. ALTの派遣人数

3名

6. ALTの派遣日時

- (1) 派遣日は、原則として月曜日から金曜日まで（学校の休業日を除く）とする。
※ただし、学校行事等の都合により、土・日・祝日に出勤を命ずることもある。その場合は勤務日の振替で対応すること。
- (2) 勤務時間は、原則7時間とする（休憩時間を除く）。
- (3) 休憩時間は1日あたり1時間を超えない範囲で設ける。
- (4) 原則として、冬季休業日、年度末休業日には勤務しない。ただし、研修会等事前に双方の合意がある場合は、派遣日とすることができる。
- (5) 最大派遣日数は年間45週とする。
- (6) 各学校における派遣日、派遣時間は、派遣先と派遣元との調整のうえ、派遣元から派遣先に通知される。また、派遣先は派遣元に依頼して、予定した派遣日及び派遣時間を変更することができる。

7. ALTの条件

配置するALTは、次の条件を満たす者とする。

- (1) 英語を母国語とする者または同等の能力を有する者。
- (2) 4年生大学を卒業、又は同等以上の学歴がある者。
- (3) 就労に適したビザを所有している者。
- (4) 多可町の必要とする水準の指導技術を持っている者。

8. 派遣に係る遵守事項

派遣元は、派遣業務の円滑な遂行を行うために、ALTの職務に係る一切の業務に誠意を持って遂行し次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 派遣元は、本派遣業務契約の締結に際し、一般労働者派遣事業の許可を受けている、又は、特定労働者派遣事業の許可を受けている事業主であることを書面により派遣先に提出する。
- (2) ALTが計画通り就業できない事態が生じた場合は、速やかに業務が継続できるよう取り計らうものとする。
- (3) ALTに対する研修等を実施するにあたり、指導技術の向上を図るとともに、園児・児童・生徒へのセクシュアルハラスメント等、人権擁護等に関する教育にも十分留意する。

9. その他

- (1) 法律に基づく保険等の雇用者義務、派遣業務中の保険適用、ALTの手当金、学校園等に赴く交通費等は、委託契約金額に含まれるものとする。
- (2) その他、この仕様書に定めのない事項については、派遣元と派遣先で協議の上、決定する。